

第5章

計画の推進

- 1 進捗体制
- 2 進行管理
- 3 今後の課題



1 推進体制

庁内組織である高松市脱炭素社会推進本部にて、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

2 進行管理

本計画の管理については、実効性のあるものとして推進するため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を評価し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へつなげていく、PDCAサイクルを活用し、取組を段階的に発展させながら展開していきます。

高松市脱炭素社会推進本部及び高松市環境審議会にて定期的に進捗状況を報告し、個々の取組について検証するとともに、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。



3 今後の課題

生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」の本市版を、本計画の中間見直しまでの、なるべく早い時期に策定します。



第6章 資料編

- 1 計画策定経過
- 2 高松市環境審議会委員
- 3 高松市環境基本条例



資料1 計画策定経過

年 月 日	会議等
令和4年 8月 16日	高松市環境審議会
9月 30日 ～ 10月 14日	高松市環境に関する市民・事業者アンケート調査実施
令和5年 2月 17日	高松市環境審議会
5月 19日	高松市脱炭素社会推進本部 幹事会
7月 11日	高松市脱炭素社会推進本部会
7月 14日	高松市環境審議会
11月 7日	高松市脱炭素社会推進本部 幹事会
12月 1日	高松市脱炭素社会推進本部会
12月 20日	高松市環境審議会（諮問）
令和6年 1月 19日	市議会経済環境調査会
1月 29日 ～ 2月 15日	パブリックコメントの実施 次期高松市環境基本計画案について
2月 22日 ～ 2月 28日	高松市環境審議会（書面開催）
2月 29日	高松市環境審議会（答申）



資料2 高松市環境審議会委員

計画の策定に御協力いただいた委員の皆様は、次のとおりです。

(委員は五十音順)

	氏名	役職等
会長	角道 弘文	香川大学教授（創造工学部）
副会長	平 篤志	香川地理学会理事、香川大学教授（教育学部長）
委員	生嶋 邇	公募（香川県地球温暖化防止活動推進員）
	石川 恵美子	高松市婦人団体連絡協議会理事（令和5年11月1日解団）
	石原 由維子	高松商工会議所女性会常任理事
	今岡 芳子	香川高等専門学校建設環境工学科講師
	入江 裕美	高松市婦人団体連絡協議会理事
	植中 公幸	公募（令和5年11月1日解団）
	佐藤 宣幸	（一社）高松市薬剤師会副会長
	篠原 渉	香川生物学会常任理事、香川大学准教授（教育学部） (令和5年11月1日解団)
	清水 まり子	高松市消費者団体連絡協議会副会長（令和5年11月1日解団）
	高瀬 裕章	公募
	谷川 進	公募（令和5年11月1日解団）
	辻 幸治	高松市小学校長会副会長（高松市立庵治小学校校長）
	筒井 由果	香川県弁護士会所属弁護士
	野崎 千恵	高松商工会議所女性会副会長（令和5年6月7日解団）
	野島 誠	公募（令和5年11月1日解団）
	堀 加賀	公募
	松浦 由紀	（株）四国新聞社 編集局整理部（令和5年2月10日解団）
	元木 泰史	（一社）高松市薬剤師会会长（令和5年11月1日解団）
	森田 桂治	高松市ゼロカーボンシティ推進アドバイザー
	山田 明広	（株）四国新聞社 編集局整理部部長
	山本 麻有里	高松市小学校長会副会長（高松市立屋島東小学校校長） (令和5年4月7日解団)
	吉澤 樹里	香川生物学会、香川大学准教授（教育学部）



資料3 高松市環境基本条例

平成8年3月27日
条例第20号

高松市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）
- 第4章 雜則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第7条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な



生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにあるが、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやす



らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のた



めの事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、前2項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備



するものとする。

(地球環境保全に資する行動指針の策定等)

第18条 市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。



高松市環境基本計画 令和6年度（2024）～令和13年度（2031）

～「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ～

発行 令和6年3月

編集 高松市環境局環境総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2388

FAX：087-839-2390

Eメール：kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

HP はこちら

